

横浜市特別コンプライアンス条例案

※本条例は当会の試案ですが、1条の目的に記載の通り、同旨の条例の制定は現在の横浜市にとって喫緊の課題と考えており、来たる横浜市長選挙(令和7年8月3日執行)において、各候補者が争点とし、公約として取り上げられることを期待するものです。本条例案を引用 もしくは趣旨を汲んで、各候補者の公約に取り入れていただける場合、当会の試案であることを明記して頂ければ、自由に使用していただいて構いません。

※本条例案は、既存の横浜市の諸規程では、職員の不正、不適切行為に関するコンプライアンスについては比較的十分な整備がされているものの、近時問題となっている“職員に対する”不正、不適切行為に関するコンプライアンスの整備が皆無といってよい状況であるため、これに対応する条例を制定しようとするものです。コンセプトとしてなにより重要な点は、「特別職からの不正、不当な影響力を排除すること」であり、既存のライン上にある総務局コンプライアンス推進室とは別に、コンプライアンス特別顧問の下に特別コンプライアンス室を設け、室員らへの影響をできるだけ排除し、特別職が起こした「特定コンプライアンス事案」を適切に処理することを考えています。

※本条例はあくまで試案です。地自法、地公法、横浜市既存の法令や制度との関係性について、確認出来る範囲で最低限の検討はしていますが、十分に検討したものとはなっていません。実際の法制化にあたっては、市による法的検討が必要となります。

(目的)

第1条 この条例は、我が国において近時、自治体の首長ら、自治体職員に対して強力な人事権もしくは影響力を持つ特別職による、自治体職員に対するハラスメント、不当要求等の事例が問題になっている状況を踏まえ、本市職員のコンプライアンスに関する規則(「横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則」、以下「コンプライアンス規則」)の対象とならない、特別職のコンプライアンスに関する規定を、地方自治体の最高法規である条例の形式によって定め、市の組織におけるコンプライアンスの確保及び特定コンプライアンス事案の適切な処理を通じて、公正かつ透明な市政運営を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①特定コンプライアンス事案 特別職によるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント事案、並びに特別職による市局区、職員に対する不当要求をいう。
- ②パワーハラスメント 職務に関して職務上の地位や人間関係等の優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、職務環境が害されるものをいう

③セクシャルハラスメント 異性、同性を問わず、相手方の職員の意に反する性的な言動により、言動への対応によって当該職員に不利益を与え又は当該職員の職務環境に看過できない程度の支障が生じるものをいう

④不当要求 職員に対して面談、電話その他の口頭による手段により行う市政の運営に関する要望、提言、相談、苦情等の行為(以下「要望等」という。)のうち、次のいずれかに該当するものとしてコンプライアンス規則に基づき「特定要望」と認定されたもののうち、特別職によるものをいう。

ア 職務の遂行に対し、次に掲げることを求める行為

(ア)特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。

(イ)特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

(ウ)職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

(エ)執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。

(オ)その他法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

イ 職員の公正な職務の執行を妨げる行為

ウ 「横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則」第2条第5号に規定する行政対象暴力に相当する行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、職員の公正な職務の執行又は適正な行政運営の確保のため、組織的に情報を共有して対応することが必要である行為

⑤特別職 地方公務員法第3条第3項に掲げる職に属する者のうち、本市の市長、副市長、教育長、市議会議員をいう。

⑥職員 本市を公益通報者保護法第2条第1項に規定する労務提供先とし、又は労務提供先としていた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により本市が指定するものが行う本市の施設の管理業務に従事し、又は従事していた者をいう。

(コンプライアンス特別顧問の選任)

第3条 市長は、コンプライアンス特別顧問として、コンプライアンスに専門的知見及びコンプライアンス対応について豊富な経験を有する者を、市議会の同意を得て選任する。

2 コンプライアンス特別顧問の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 コンプライアンス特別顧問は、非常勤とする。

(コンプライアンス特別顧問の権限)

第4条 コンプライアンス特別顧問は、特定コンプライアンス事案の調査等に関し、特別コンプライアンス室室長及び室員に対する指揮命令を行い、特定コンプライアンス対応に関する指導及び助言を行う。

2 コンプライアンス特別顧問は、コンプライアンスに関する重要な施策について市長に進言し、又は助言することができる。

3 コンプライアンス特別顧問は、職務を遂行するために、市長及び「横浜市事務分掌条例」により事務を分掌している局区の長に対して資料を要求し、説明を求めることができる。

(コンプライアンス参与の指名)

第5条 コンプライアンス特別顧問は、必要に応じ、その職務を補佐するコンプライアンス参与を指名することができる。

2 コンプライアンス参与の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 コンプライアンス参与は、非常勤とする。

(特別コンプライアンス室の設置及び構成)

第6条 特定コンプライアンス事案の通報受付、調査及び処理を行うため、市長部局に特別コンプライアンス室を設置する。

2 特別コンプライアンス室は、室長及び室員をもって構成する。

3 室長は、公募により、外部よりコンプライアンスに関して見識のある人材を確保・登用する。

4 特別コンプライアンス室の業務を執行するため、専任職員、兼任職員として職員から◎人の室員を配置するものとする。ただし、予算の範囲内で臨時職員等必要な要員を確保することができる。

5 前項の職員は、総務局コンプライアンス推進室との兼務を妨げない。

(特定コンプライアンス事案に関する内部通報窓口の設置)

第7条 本市に既に設置されている内部通報窓口に加えて、特別コンプライアンス室に、特定コンプライアンス事案に関する内部通報窓口を設ける。

(特定コンプライアンス事案に関する内部通報窓口の通報の取り扱い)

第8条 職員は、特定コンプライアンス事案が疑われる行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると思料するときは、特定コンプライアンス事案に関する内部通報窓口に対し、その旨を通報することができる。

2 市長ら特別職職員は、前項の内部通報者の探索をしてはならない。

3 市長ら特別職職員は本条第一項の通報、および通報に係る調査への協力その他特定コンプライアンス事案に対する職員の対応に起因して不利な取り扱いをしてはならず、職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(不当要求の特別コンプライアンス室への報告制度)

第9条 不当要求に係る認定(特定要望(特別職によるものに限る)の認定)を行った職員は、当該不当要求につき、記録した日時及び内容、当該不当要求を行った者の氏名その他必要な事項を、速やかに特別コンプライアンス室に報告しなければならない。

(秘密保持)

第10条 特定コンプライアンス事案の内部通報の職務、および前条の報告制度の職務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(特別コンプライアンス室に対する指揮命令)

第11条 特別コンプライアンス室の室長及び室員は、特定コンプライアンス事案に関する職務の遂行において、コンプライアンス特別顧問の指揮命令のみを受け、市長その他の室外の本市職員の指揮命令を受けない。

(特別コンプライアンス室の職務)

第12条 特別コンプライアンス室は、次に掲げる職務を行う。

- ①特定コンプライアンス事案に関する通報を受け、公益通報者保護法に基づきこれに対応すること。
- ②不当要求の報告を受けること。
- ③特定コンプライアンス事案に関する調査を行うこと。
- ④調査結果を取りまとめ、コンプライアンス特別顧問に報告すること。

(特別コンプライアンス室の権限等)

第13条 特別コンプライアンス室の室長及び室員は、特定コンプライアンス事案に該当する通報・報告を受け、又はその他の方法により情報を把握した場合、速やかにコンプライアンス特別顧問に報告し、その対応について指示を受ける。

2 特別コンプライアンス室の室長及び室員は、特定コンプライアンス事案の調査に当たり、必要に応じて市長、議員、職員その他特定コンプライアンス事案に係る者に対して聴取することができる。

3 特別コンプライアンス室の室長及び室員は、調査を終えたときはその内容をまとめ、コンプライアンス特別顧問に報告するものとする。

(調査結果の取り扱い等)

第14条 コンプライアンス特別顧問は、事実関係の公正な調査により特定コンプライアンス事案の事実が確認された場合は、調査結果の公表を行うことができる。

2 当事者が調査結果に異議を述べたときは、コンプライアンス特別顧問は、当事者となっている特別職の職務に応じて、市長もしくは市議会に対し、専門的知識及び経験を有する者による第三者委員会を直ちに設置し審査することを求めることができる。コンプライアンス特別顧問がさらなる事実関係の解明や原因究明及び再発防止を図るため、必要であると認めた場合も同様とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

